

春日井高校 生徒心得

1 制服規定

(1) 冬服

- ・本校指定又は許可した黒の詰襟学生服・標準的な学生ズボン（学年色の校章バッジを左の襟につける）。
- ・本校指定または許可した紺のセーラー服。白襟にえび茶の2本線が入る（本校指定のスカーフ、胸ポケット上に学年色の校章バッジをつける）。スカーツ丈は裾が膝の中心より長いこと。制服指定店で販売しているスカーツについては、左側のウエスト下と裾に校章フロッキが入っていること。指定店購入品以外で、生徒指導部が着用を許可したものについては、生徒指導部で校章フロッキを入れる。

(2) 夏服（校章バッジは不要）

- ・本校指定の半袖または長袖の白のカッターシャツ・標準的な学生ズボン（胸ポケットにスクールカラーであるえび茶の校章刺繍入りのもの）。
- ・本校指定の半袖または長袖の白のセーラー服。白襟にえび茶の2本線が入る（本校指定のスカーツ、胸ポケットにえび茶の校章刺繍入りのもの）。スカーツは冬服に準じる。

(3) 更衣について

更衣の基準日は、6月1日、10月1日であるが、式典等を除き、その日の気象条件に合わせて、夏服・冬服のどちらの着用も可。

2 防寒衣料について

- (1) 防寒コートやカーディガンなど防寒衣料は、無地で紺・黒・白・茶・グレー・ベージュなど華美でないもの。
- (2) (防寒コートは) 通学時のみの着用を原則とする。

3 異装について

負傷等のやむを得ない理由で、上記の規定以外の服装を用いなければならない時は、原則として事前に異装届を担任を通して生徒指導部に提出し、許可された場合のみ認める。

4 頭髪について

- (1) 頭髪は、清潔で高等学校におけるあらゆる教育活動に相応しい髪型とする。
- (2) 染色・脱色・パーマ・カール・エクステンションなど頭髪の加工については、すべて禁止する。

5 その他身だしなみ全般について

化粧やマニキュア・アクセサリー類（指輪・ネックレス・ピアス等）の着装は、学校教育の場に相応しくないので禁止する。

6 交通安全・生活安全について

- (1) 事故にあった場合は、生徒手帳の「交通事故の初期対応」に従い行動する。

どんな小さな事故でも交通事故にあったら、まず落ち着いて、冷静に次の順番で対処する。

- ①必ず110番
- ②相手の連絡先を確認（氏名・電話番号・住所）
- ③家庭・学校に連絡

- (2) 不審者に遭遇した場合は、大声を出し、すぐに近所に援助を求める。不審者から離れて身の安全が確保されたら警察及び学校に連絡すること。

7 自転車通学について

- (1) 通学自転車を使用する場合は、自転車通学許可願を提出する。近距離の生徒は、できる限り徒歩で通学する。
- (2) 許可された自転車にステッカーを貼り、交通ルール・マナー遵守して通学する。自転車を買い替えたり、ステッカーの破損などの場合は再度登録する。
- (3) 雨天時は必ず雨合羽を着用する。
指定の雨合羽はないので、長く使える丈夫なものを各個人で準備する。
注 傘さし運転をしない。また、傘が車輪に巻き込むのを防止するため、長い傘を自転車にかけたり、手に持ったりしたまま乗ることは禁止。
- (4) ヘルメット着用を努めること（道路交通法により努力義務化されている）。

8 始業時刻

- (1) 8時25分に予鈴が鳴るので、それまでに着席できるように登校する。8時35分に朝のSTが始まり、本鈴の鳴り始めに教室にいない場合は遅刻となる。
- (2) 下校時刻は、部活動がない限り17時を原則とする。

9 遅刻・欠席・早退について

- (1) 遅刻・欠席・早退をする場合は、必ず保護者が8時20分までに学校に連絡する。
- (2) 登校後の早退は、担任にその旨を申し出て許可を得る。場合によっては、保護者へ引き取りをお願いすることもある。

10 所持品について

- (1) 生徒手帳を携行する。
- (2) 高価なものや多額の現金、学校に不必要なものは持ち込まないこと。
- (3) 財布などの貴重品は、各自で管理すること。
- (4) 紛失物や拾得物のあったときは、すぐに申し出る。

11 昼食について

- (1) 昼食を持参すること。購買でパンのみ販売している。
- (2) 食事をするために外出することや買いに行くことは認めていない。

12 アルバイトについて

原則禁止。家庭の事情でやむを得ない場合は、保護者からその旨を伝え、学校の許可を得る。

13 オートバイ・自動車免許について

四ない運動「とらない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」を厳守すること。

14 その他

- (1) 登校後、やむを得ない理由で校外に出るときにはHR担任または関係の教員の許可を受ける（生徒手帳の許可欄を利用する）。
- (2) 携帯電話の使用については、学校の指導と公共のマナーに従うこと。
- (3) 事故や自然災害の被害にあった時、あるいは問題行動を起こして補導されるなどの事態が生じた時には、必ずHR担任または生徒指導部の教員に申し出て指示を受ける。

15 特別指導について

校長は、教育上必要と認めた場合、特別指導を行う。特別指導に該当する行為は下記の通りである。

- (1) 他人に危害を与える行為、命に関わるような違法行為や校則違反
〔傷害、暴言・暴力、交通非行（四ない運動違反など）、窃盗（万引き・恐喝を含む）等〕
- (2) 触法行為や社会道徳上許されない行為
〔飲酒、喫煙、器物損壊、情報モラル上の問題行為、いじめ・嫌がらせ行為、性非行、薬物乱用、不健全娯楽、わいせつ行為など〕
- (3) 学校の秩序を乱す校則違反
〔無断アルバイト、考査に関する不正行為、家出（無断外泊）、深夜徘徊、怠学、生徒としての本分に反する行為（指導拒否を含む）〕

- 上記指導について、学校対応が困難な場合は警察と連携を図りながら、必要に応じて指導を行う。(情報モラル上の問題行為やわいせつな行為など)
- いじめ事案については、春日井高校いじめ防止基本方針に基づき、その都度審議し、必要に応じて指導する。
- 学校だけでなく、家庭や専門性のある関係機関、地域などの協力を得ながら、個に応じた包括的な支援の視点を持って指導する。

校則変更の手続き

- 1 生徒会中央委員会は校則の変更(追加、改正又は廃止)について審議し、承認を得た後、校則の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定に基づく求めがあったときは、生徒指導部会、運営委員会、職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。